

平成31年第2回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成31年2月21日

午後2時30分～午後3時43分

場所：市役所301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから平成 31 年昭島市教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。

会議に入ります。前回の会議録の署名につきましては、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、4 番の氏井委員と 5 番の白川委員でございます。よろしく願いいたします。

本日の日程は配付の資料のとおりとなっております。

それでは、日程 4、教育長の報告に入ります。

本日私のほうからは、文部科学省が発表しました内容等について御報告をさせていただきます。

先月 25 日のこととなりますけれども、文部科学省は公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを発表しております。このガイドラインでは、勤務時間の上限の目安時間として 1 カ月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 45 時間を超えないようにすること。また 2 点目として、1 年間の在校等機関の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 360 時間を超えないようにすることをこのガイドラインでは定めております。また同日に、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてに関する答申」を行っております。この答申は、全部で 8 章立てとなっております。第 1 章では学校に置ける働き方改革の目的、第 2 章では学校における働き方改革の実現に向けた方向性、第 3 章では勤務時間管理の徹底と勤務時間健康管理を意識した働き方の促進、第 4 章として学校及び教師が担う業務の明確化、適正化。第 5 章として学校の組織運営体制のあり方、第 6 章として教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度の改革、第 7 章では学校における改革の実現に向けた環境整備、第 8 章として学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの組み立てとフォローアップなどの 8 章からなっております。

この中で第 3 章におきまして先ほどお話をしました文部科学省の作成した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの実効性を高めることが重要であるところのように答申では述べております。

またちょっと別件となりますけれども、続きまして、大阪府の教育長でありますけれどもこの教育長が今月 18 日に緊急時の連絡手段といたしまして公立小中学校で児童生徒のスマートフォンや携帯電話の持ち込みを認める指針、ガイドラインの素案を各大阪府の各市町村の教育委員会に示した、そしてこれについては都道府県、政令市レベルで持ち込みを容認するのは初めてであると報道をされております。

このガイドラインの概略ですけれども、登下校時や校内ではスマートフォン等を鞆に入れ使わない。ルールに従わない場合は学校が預かり保護者に返す。使えるのは災害が発生し学校が許可した場合や登下校中の緊急時などとしており、持たせるかどうかは保護者が判断するものとしております。これは新聞報道による内容となっております。

これを踏まえまして、文部科学大臣は今月の 19 日の会見で携帯電話やスマート

フォンについて小中学校は持ち込みを現在は原則禁止、高校は校内での使用禁止という平成 21 年の指針を見直す方針を明らかにされております。

大臣は大阪府の動向を注視しつつ、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化を踏まえて見直しの検討を進めたいとこのように述べ、また、見直されたとしても持ち込みを認めるかどうかは、各教育委員会や学校が判断することになるとのコメントをしております。

文科省は教職員や保護者の意見を聞きながら来年度中にも新たな指針を策定する方針のようでございます。

ちなみに昭島市における児童生徒のスマートフォン等の所持率ですけれども、前回ご報告を差し上げましたが、平成 30 年度のアンケート調査によりますと、小学校で 65.4%中学校では 82.3%となっております。

ただいまお話ししたこうした教員の勤務時間の上限に関するガイドラインやスマートフォン等の取り扱いについては、文部科学省及び東京都の動向に十分注意をしていく必要があると私はこのように考えております。

また委員の皆様いろいろな御協議いただく場合があるかと思っておりますけれども、その時にはよろしく願いいたします。

私からは報告は以上となっております。

また、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり 5 件となっておりますのでよろしく願いいたします。

ただいまの報告につきまして御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わります。

日程 5、議事に移ります。議案第 2 号「平成 31 年度昭島市立学校校長等の任用に関する内申について」は、すでに非公開による審議が終了しております。したがって報告事項から入りたいと思っております。

報告事項 1「平成 30 年度昭島市一般会計第 5 号補正予算(案)〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項 1「平成 30 年度昭島市一般会計第 5 号補正予算（案）〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。

この第 5 号補正予算につきましては、2 月 26 日から始まる平成 31 年第 1 回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

初めに、歳入でございます。拝島第三小大規模改造（外壁等改修）工事費交付金及び補助金、多摩辺中運動場芝生化事業補助金につきましては、事業費が確定したことに伴い、減額するものでございます。

フェンス設置等工事費交付金及び補助金ですが、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去並びにフェンス設置について、国と都の補正予算により、新たに創設された制度の交付金・補助金について、ここで増額するものでございます。

次に、歳出でございます。（仮称）教育福祉総合センター整備事業費につきましては、工事の過程において追加工事が発生したため、平成 30 年度、31 年度の 2 カ年の継続費として予算化するもののうちの 30 年度分でございます。31 年度分につきましては、裏面の継続費で説明いたします。

小中学校の学校管理運営費につきましては、昨年の猛暑の影響などにより、ガ

ス、上下水道の使用量が増加したため、光熱水費を増額するものでございます。

次に、小学校施設営繕事業費につきましては、富士見丘小プールほか1校の改修工事、小学校施設整備事業費では、東小大規模改造（便所改修）工事設計委託ほか、記載してございます3件。中学校施設整備事業費では、多摩辺中運動場芝生化工事監理委託及び工事、これら全てについて、支出額が確定したため減額するものでございます。

裏面の継続費でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました教育福祉総合センター整備事業の追加工事費について2カ年の継続費として予算化する30年度、31年度の金額でございます。また、債務負担行為として、小中学校大規模改造（体育館空調機器設置）工事設計委託につきましては、平成31年度に工事を実施する学校について、平成30年度より設計委託に着手するため、予算化するものでございます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 今、御説明いただいた中で、猛暑により光熱費が増加してしまったというふうに御説明いただいたんですけども、これ自体はなるほどという感じなんですけど、今後やはりこれからどういうふうに気温がなっていくかはわからないんですけど、そういうところも見越して今後は予算化されるということになるんでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） 今年も来年も、また暑い夏が来るということは予想されておりますので、それに使う光熱費につきましても増加は見込まれると思いますのでそれに対応できる予算で対応していきたいというふうに考えております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

白川委員、いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 特にございません。

○教育長（小林一己） ほかの委員さんはよろしいですか。御意見等がないようですので以上で報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「小・中学校体育館の空調機器設置事業計画について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項2「小・中学校体育館の空調機器設置事業計画について」御報告いたします。

報告資料2を御覧ください。児童・生徒にとって安全安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所として機能を向上させるため市内の小・中学校体育館に空調機器を設置してまいります。第1回市議会定例会において補

正予算として提案を予定しており、平成30年度から着手し、平成31年度から平成33年度までの3年間ですべての小・中学校の体育館に空調機器の設置工事を完了したいと考えております。

財源については、防衛省、文部科学省、新たに創設された東京都の補助制度を活用することで総工事費10億8,110万円に対して約6割の補助金を見込んでおります。

空調機器を設置する体育館の順番ですが、市内を東部・中部・西部の3ブロックに分けて、原則として古い年度の体育館、古い建設年度の体育館から実施してまいりたいと考えております。これによりすべての体育館の設置が完了する前に万が一災害が発生し避難所となった場合でも近くの避難所に空調が設置されている体育館がある状況がつかれるよう実施してまいります。

講堂型体育館の拝島二小、昭和中、清泉水中、拝島中の4校については防衛省の補助金を財源として考えており、防衛省と工事の調整が必要なため、平成33年度の工事を予定しております。

空調機器の設置方法につきましては、体育館の左右及び後方の壁面の壁より、高さ約3メートルの位置にガスエネルギー方式の業務用エアコンを、体育館の面積に応じて20台程度設置いたします。

工事期間としましては、10月から2月までの5カ月間を予定しております。また、空調機器が設置完了するための間の応急的な対応として、すべての小・中学校の体育館にスポットエアコン及び大型扇風機を配置してまいりたいと考えております。

以上、報告でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項2の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いします。

○委員（紅林由紀子） このように体育館に空調が設置されるということは、子どもたちの安全のために本当にありがたいことだなというふうに感じるわけで速やかにこういうふうにしていただいて本当にありがとうございます。

お伺いしたいのは、この工事期間は大体、工事期間として体育館が使用できない期間というのがどのぐらいというふうに想定をされているのか、そして体育館はいろいろな形で使っていると思うので、式典もそうですが、中学校だったら部活とか、あと雨天時の体育とかなど、あと、放課後子ども教室とかでも体育館を使用しているところもあると思うんですけども、そういった使用できない期間はそれはどういうふうに学校の中で対応していかれるのかというようなことを考えていらっしゃるようでしたら教えていただきたいと思えます。

○庶務課長（加藤保之） 空調設置工事にかかる先ほど説明しました10月から2月までという5カ月間につきましては、この期間すべて工事としてということではなく、それまでに機器の発注ですとか納品までの時間もありますので、すべて使えないという状況ではございません。そちらにつきましては、使える期間を最大限に配慮しまして、学校の活動に迷惑のかからないような形で設置工事のほうをしま

いりたいというふうには考えております。

また、中学校の部活動ですとか、その他学校行事等ありますが、そちらにつきましても学校とよく調整をしまして、ほかの施設を使うですとか日程のほうの調整をするとか、そういった形で学校のほうと密に調整させていただきながら学習活動のほうに支障が最大限ないような形で工事のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○委員（石川隆俊） ちょっと、この体育館の本体のこととは離れますが、万が一災害があった場合なんか、当市のこういう設備が一時的な避難所になるようなことというのには考えておられますか。

○庶務課長（加藤保之） 万が一、災害が発生した場合には、地域の避難所として全小・中学校の体育館が避難所と指定されていますので避難所として使うこととなります。

○委員（石川隆俊） こういうものがあれば、ケースによっては非常に役に立つということですか。

○庶務課長（加藤保之） はい。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○教育長（小林一己） ちょっと補足します。昭島市では地域防災計画を策定しておりますので、その中で小・中学校の体育館を一時避難所とするということでありまして、必ず体育館は避難所として使うということになります。

○委員（紅林由紀子） 先ほどは御説明ありがとうございました。それはどうぞなるべく支障のないようにうまく調整していただければと思います。

こういうふうに体育館で空調がつけられて快適に、危険のない形で活動できるのは大変ありがたいことだと思うんですけども、一方、先ほどの補正予算の歳出のところでも光熱費がやはり猛暑の関係で上がったということもあり、これで体育館に空調がついたらさらに光熱費が上がるということが当然起きると思うんですけども、本当に厳しい時代ではありながら、でもやっぱり安全を考えるとつけないわけには、省エネ、省エネとも言えない部分であると思うんですけども、その辺は何か、こうまい削減策というか、その辺は市全体でだかわからないんですけども、市全体で何か検討なさっているんでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） 空調機器の使用につきましては、光熱費等の関係もございますが、使用につきましてはある程度のガイドラインのようなものを示す必要があるかと考えておまして、そちらにつきましては今後よく検討させていただいてまた示させていただきますと思います。

○学校教育部長（高橋 功） 今、庶務課長がお答えさせていただいておるのに少し補足をさせていただきますと、今回この体育館の空調機器設置については、こちらにお示しさせていただいている 32 年度、33 年度については現在の見込額ですけれども、10 億 8,110 円の経費がかかるというふうに見込んでおります。この空調機器を設置して、設置の費用、それから今後のランニングコストも、どの熱源であるとかどれぐらいかかるのか、またその設置するための回収費用がどれぐらいかかるかということもいろいろ検討した中で、その熱源については、一番 15 年間使うことを想定していますので、15 年間使った場合の費用がこれぐらいかかるということも試算をしながら検討させていただいています。そういう意味では光熱費の費用が今後増えるということについても、財政当局もその部分も踏まえて今回この計画を作成しておりますので、その光熱費について今後増えるということも財政当局のほうも理解している、市役所全庁的に共通理解を持って進めていると。使い方については、やはり安全である、それから費用の面については効果的にとこの部分がありますので、どのような形で使っていくというものの基本的なガイドラインについては今後検討して、それで一定の基本の使い方に基づいて各学校が安全に効率的に使っていくというような運用をしていきたいというふうを考えています。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ぜひ学校だけでなく、体育館は社会教育施設としても使用され、外の団体の方もお使いになると思うので、本当に効果的に安全に使えるように御検討いただきたいというふうにどうぞよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 初歩的なお尋ねになると思います。これは設置するための事業計画ということで 6 割の補助金が出るということでしたけれども、今後維持管理をする光熱費のことは、国とか都からの補助金というのが出るのかでないのかその辺がどうなっているのかなと素人考えで思ったんですけど、教えてください。

○庶務課長（加藤保之） 設置以降の光熱費等につきましては、補助金のほうは予定をしておりますというか、現時点では光熱水費に対しての補助金の制度はございません。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 本当に 1 校につき 5,000 万とか 6,000 万とかかかるというようなことでびっくりしておりましたけれども、できるという方向で進んでいるということで本当に喜ばしいことだと思います。

体育館と言いましても、それぞれ学校によりまして、古かったり新しかったり、それから効きがよかったりとか、これからのことかもしれませんが非常に

アンバランスというか、その学校によっても違うんだと思うんです。ですから今言ったような、いろいろこれから取り決めなんかもつくっていくんだらうと思うんですけれども、先走ったことかもしれないけれども、やっぱりその学校の実情に応じた、例えば6月1日からじゃなきゃだめですとか、プールみたいに7月1日、暑いんだけど使えないとか、そんなことにならないように学校の実情に応じて、どこの学校も暑いところは暑いだらうと思いますけど、周りに木がいっぱい生えているところは少し涼しいかもしれないしと、みんな違うと思うんです。ぜひその辺のところまでも含めた形で、そういう運用面を考える際には、ぜひ考慮してやってほしいという要望だけを申し上げておこうと思います。

○学校教育部長（高橋 功） 運用のガイドラインにつきましては、これから決めていくわけですが、一つは熱中症対策、熱中症にならないことということも目的の1つとなっております。その中で熱中症の予防に向けては、例えばWBGTがいくつとかそういうことも示されておりますので、ガイドラインの中では期間というよりはそういう熱中症対策としてWBGTがいくつのときにはこうだとかそういう形でガイドラインについては作成をしていきたいんだと現時点では考えておりますので、今いただいた意見なども踏まえてガイドラインのほうを作成していきたいというふうに考えております。

○教育長（小林一己） ガイドラインを作成するときには、学校とも十分協議をしてやるんですよね。そういうことですよ。

○学校教育部長（高橋 功） ガイドラインの作成につきましては学校のほうとも十分協議をして実際に使っている学校、現場の声も聞きながら作成をしていきたいというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。ちょっと先走った意見立ったと思いますけど、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからあと建設年度の古いところと新しいところがあると思いますけれども、それによって少しコストが、これは大体同じような形になっていますけれども、大分違ってきたりということもあるんじゃないんでしょうか。そのところはどうなんでしょうかね。このとおりのまいくんでしょうか。いかがですか。

○庶務課長（加藤保之） 今回の予算、計画している予算につきましては、各学校の体育館の面積に応じて単価を掛けてつくっている予算になっております。そういった形で、年度が古い、新しいにより設備の工事について差が生じるという可能性もあるかと思いますが、そちらにつきましては今後設計をしてみないとわからないというところもありますので、そちらのほうをしながら十分空調がよく使えるような形で体育館のほうの空調設備が設置できるよう工事のほうを実施してまいりたいというふうに考えます。

○委員（白川宗昭） わかりました。言わんとすることがよくわかりました。ぜひ一つ、

それも実情に合わせてよく効くようにというか、コストも安上がりになりますようにとかそんなことも考えてぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○教育長（小林一己） 基本的に体育館の大規模改修は考えていません。壁掛け式ですので、単純につけるイメージですので、そんなに年度の古い新しいによって差は出ないというふうに見込んでいます。

○委員（白川宗昭） それによって感じましたのは、古い体育館はこの際新しくつくっちゃうとかそういうところまでいくのかなというふうなことがちらっと浮かんだものですから伺おうと思ったんです。

○教育長（小林一己） 私どもも最初体育館の冷暖房化については、今、委員がおっしゃられるように改築というんでしょうか、新しくつくるという検討もいたしました。ただ私どもの試算では、1つの体育館に1億5,000万以上でしたっけ、それぐらいの費用がかかってしまいますので、その辺から考えて今回のような対応の仕方に達したというような状況があります。もちろん耐用年数それぞれ躯体がありますので、そのときは検討せざるを得ないとは思っておりますけど。

○委員（紅林由紀子） こんなことを言わなくても、もう全然大丈夫だと思うんですけども、これがついたからといって猛暑の時の子どもたちが、自分たちで涼しく過ごすための工夫みたいなそういうことを油断して、これがついているからもう大丈夫だよなみたいな感じじゃなくて、やはりより涼しく過ごすために水のクールマフラーみたいなものをしてみたりとか、そういった工夫はやはり続けていただきたいなというふうに思います。それをしないと、逆に大丈夫だからといって、今、学校も家も多分エアコンとかついていると思うので、もちろん命の危険は避けたいわけなんですけれども、やはりあまりにもそういうことから守りすぎるのもちょっと違うかなというふうに思いますので、そういった暑い日に涼しく過ごすための工夫みたいなところは、やはり継続して行ってなるべく使い過ぎないようにというか、ガイドラインもつくっていただけるということですので、その辺大丈夫だと思うんですけども、子どもたち一人一人もそういった意識を持って学校で過ごせるようなというふうには気をつけていただきたいなというふうに思います。

○学校教育部長（高橋 功） こういう体育館に空調機を設置したあとも、空調としてWBGTが下がるとかそういうことはありますが、下がったからといって夏の暑いときに体育館以外の場所、また登下校とかいろいろさまざまな所、校外の学習活動もありますので、そういうさまざまな場所で、猛暑の時にはやはり熱中症対策としてこまめな水分補給であったりとか、今おっしゃった首に涼しいものを巻くとか、これまでも対応していることについては継続してもちろん取組を進めていくというふうに考えています。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

庶務課長、さっきの工事期間なんだけど10月から2月という答弁をしているんだけどこれは31年度に限ってだよ。それをはっきりと言っておかないと。

○庶務課長（加藤保之） 先ほど申しあげました10月から2月の5カ月間という工事期間でございますが、こちらは31年度の工事期間でございますが、こちらは31年度の工事期間となっております。32年度、33年度の工事につきましては、今後スケジュールのほうを学校のほうともよく調整をしながら、学習活動に支障のないところ、また総合的な時期を勘案して工事のほうを実施してまいりたいというふうを考えております。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

それでは、以上で報告事項2を終わります。続きまして、報告事項3「平成31年度教育施策推進の基本的考え方について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項3「平成31年度教育施策推進の基本的考え方について」御説明申し上げます。

報告資料3を御覧ください。この平成31年度教育施策推進の基本的考え方につきましては、平成31年第1回昭島市議会定例会において、市長の施政方針演説のあとに教育長が表明するものでございます。

その内容についてですが、まず1ページでは、目まぐるしい社会経済環境の変化により、学校教育や生涯学習に求められる意義や、果たすべき役割が変化する中でも、「第2次昭島市教育振興基本計画」に基づき、具体的な教育施策を着実に推進していくことを記載しております。

2ページからの、「学校教育について」では、確かな学力の定着をより一層推し進めるため、中学校1校において大学教授等の授業観察による教員の指導力向上を目的とした「授業力向上アドバイザー事業」の取組。また、新学習指導要領への対応として、本年度は、外国語教育の充実、ICT環境の整備や言語活動を基盤とした「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、中学校では、「特別の教科道徳」の全面実施に向けて、全力で取り組んでいくこと。また、個に応じた指導の充実を図るため、富士見丘小学校に自閉症・情緒障害固定学級を開設することについて記載しました。

教員の働き方改革につきましては、直接、児童生徒と向き合う全ての教員が全力で教育にあたるよう、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置拡充など、引き続き学校との連携をしながら取り組んでいくことや、夏の猛暑への対応については、児童生徒を熱中症から守るため、小・中学校体育館に空調機器を速やかに設置していくこと。設置までの間についても、応急的な対応としてスポットエアコンや大型扇風機を活用することを記載しております。

続きまして、4ページからの「生涯学習について」では、本年度、開館予定の教育福祉総合センターの整備と、施設運営に向けての準備を着実に進めていくことを基軸に据え、蔵書数40万冊を備える図書館とICTを活用した映像で本市の歴史と文化を学べる郷土資料室を開設し、その運営にあたりましては、指定管理者

制度を導入すること、これに先がけ、現図書館においても、本年4月から指定管理者による運営を開始し、センター開館に向けて万全の準備を図ることを記載いたしました。

また、熱中症対策といたしまして、総合スポーツセンター、みほり体育館に冷風機を速やかに設置することを記載しております。

5ページでございます。結びとして、本年度で4年目を迎える「新たな教育委員会制度」について、着実な運営を図りながら、総合教育会議での意見交換などを通じて、市長部局との連携をこれまで以上に強くして、昭島市の教育を力強く進めていくと締めくくりました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） お尋ねです。2ページの授業力向上アドバイザー事業についてお尋ねをいたします。平成31年度のことについてはわかりましたけれども、1つの学校の対象、その授業の対象として何年間継続していくのかとか、ほかの学校、31年度以降のほかの学校、中学校とか小学校がどういうふうに何年間で全部やるとか、特定のところだけとか、そこら辺の計画がございましたら教えていただきたいと思えます。

○指導課長（吉成嘉彦） ただいま御質問をいただきました授業力向上アドバイザーの今後の展望についてですけれども、まず31年度につきまして1校ということでモデル事業になっております。モデル事業をやっていく中で、基本的には中学校全校を見据えて考えているところがございますけれども、年度計画、内容等についてはこのモデル事業を実施しながら確かな評価をしていきながら今後また考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

○委員（氏井初枝） 先ほどの御説明でよくわかりました。中学校を対象になさってこの事業が行われるということが理解できました。中学校に限ってというふうに決められたその決め手というか、小学校のことも受けて中学校につながっていきますけれども、その中学校だけにとということになさった根拠というか、そこも教えていただけますでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） これまでの国や都、市の学力調査の結果等のところで中学校になってから、かなり都や国との差が大きく広がっているところがあるということがまず一つでございます。それとやはり、小学校で子どもたちの学習意欲を高めてきたところが中学校で一つ落ちるところもあるので、これは子どもたちにとということよりもまず、教員自身をもっと魅力的な授業を展開させていくことが必要

だろうと。そういうことでまず教員に対して何らか大学の教授等のアドバイスを受けながら授業改善をしていき、授業が楽しいと教員自身が思い、それが生徒に波及する、そういうことからまず中学校に着手しようというというふうに考えた次第でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 質問ではございません、感想で、すごくコンパクトに、でも十分様相がしっかり抑えられていて、大変結構なのではないかなというふうに思いました。

ただ、ここではやることをきちっと抑えていただいているので、内容がくどくどというふうに書かれているわけではないんですけども、先日、昭和中の働き方改革の報告会を聞かせていただきまして、ああいう形で学校の中で、やはり先生方が自ら意識を持っていろいろ改善していくというその行為が、学校をよりコミュニケーションが盛んなチーム学校としての生き生きとした場になっていくし、先生が大変だからみたいな超過時間を減らすというふうなふうにししか見ていなかったんですが、報告会を見てそれ以上のすごく意味のある改革なんだなということを感じいたしました。すみません、感想です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 私も感想でございますけれども、全体としてこういう基本的な考え方ですから具体的などころまではあまり踏み込んでいないという感じもいたしますけれども、全体としてはいろんなものを取り込んでいるという意味においてよくできているんだと思います。ただ来年度この中で何を特に強調したいのかというふうなところがどうかというふうに思うんですけども、一番最後のところに、新たな教育委員会制度というふうなことで定着が図られてきておりますということでいろいろと書いてありますけれども、やっぱり総合基本会議とかあの辺のところをもっともっと充実をさせて、自然体として教育というものについて関わっていくと、こういう大変な時代ですので関わってほしいと思うし、そういうところももうちょっと形に表していけないだろうかということに期待をしているというところでございますので一つその辺についてよろしくお願ひしたいと思っております。

○教育長（小林一己） 今、白川委員のほうからお話がありまして、総合教育会議ということで後ほど次回の予定等の話をさせていただきますけれども、また3月20日につきましては総合教育会議を市長のほうで開催するという話を聞いておりますので、ぜひそのときに同じような御発言をしていただければいいのかなというふうに思っております。

また、先ほどの教育施策の基本的な考え方ということで1番の目標というか目的は何かという御指摘がありましたけれども、私は冒頭に書いたつもりです。確かな学力の定着、それが課題であるなというふうに考えておりますので、第1に

持ってきております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項3についてこれで終了をいたします。

続きまして、報告事項4「公共施設における受動喫煙防止対策について」説明を求めます。

○社会教育課長(伊藤雅彦) 報告事項4「公共施設における受動喫煙防止対策について」、御報告申し上げます。

平成30年7月4日に制定された「東京都受動喫煙防止条例」及び7月25日に公布された「改正健康増進法」において、「望まない受動喫煙」を防止することを目的に、行政機関の庁舎等は原則敷地内禁煙とすべきことが規定され、本年9月までには一部施行されることから、本市の各公共施設においても対策を講じる必要が生じました。

市内公共施設における対策でございますが、現在、屋外で喫煙のできる市立会館11館、高齢者福祉センターなどを含む市内公共施設については、敷地内禁煙といたします。また、市民図書館につきましては、既に敷地内禁煙となっております。ただし(1)から(4)でございます施設につきましては、平成31年度中に、法令で定める基準に適合した来館者用の特定屋外喫煙場所を設置する予定で、場所及び仕様等については、現在、施設を管理する担当課が検討をしているところでございます。

実施時期でございますが、平成31年4月1日、月曜日からとなります。また、市民等利用者への周知は、広報あきしま3月1日号と市ホームページ及び施設の掲示板等を利用して周知をまいります。

最後に学校敷地外での対策でございます。小中学校においては、この法改正より前に、既に敷地内全面禁煙を実施しておりますが、学校施設を利用し、イベントなどの事業を実施している地域支援団体等の一部が、学校敷地外の校門周辺で喫煙している実態が見受けられ、その対応として、校長会や庁内関係部署と連携を図り、これらの利用団体には、本主旨を理解していただいた上での施設利用について、丁寧に説明、周知し、望まない受動喫煙の防止に努めてまいります。

以上、御報告させていただきます。

○教育長(小林一己) 報告事項4の説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。石川委員、いかがでしょうか。

○委員(石川隆俊) たばこと健康についての議論はよく行われておまして、私もちょっとたばこと健康についての研究、少し全国的な丁寧な研究をしているところにちょっと関係しておりますので多少コメントいたしますと、そもそもたばこというのは確かに自分の責任で吸う限り、これは自分の責任ですけれども、それにしましても多少の健康障害があります。特に一番問題なのは肺がん、これは肺がんは大体、自ら吸う者は大体3倍ぐらい吸わない人よりも高い。ただ今回のやつは受動喫煙と言いまして、要するに自分は責任はないんだけど周りでたばこを

吸っている影響を受けるという、家庭内もありますし特に配偶者中でも大きいですし、子どももありますし、そういう意味でそれはやっぱり望まない喫煙ですから、これも随分研究されていまして、非常に難しいのは、受動喫煙というのは実際になかなか健康障害はなかなかチェックするほど自ら吸う者に比べると健康障害はそう大きくないんです。そういうところで研究がまた難しい面もあるんですけども随分丁寧に研究しまして、実際に細かい分析装置を本人に持たせてあちこち移動してもらったりしながら本人や周辺への影響を調べるんですが、なにせ、結構、空気中のたばこの濃度が低いものですから研究はそう簡単じゃないですね。感想です。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 東京都の動物園も喫煙場所が廃止されてしまいまして、完全喫煙防止になりましたので、これは今の世の中としてはしようがないとか吸わない人にとってはありがたいというような、そういうような動きだと思うんですけども、中でもそういったこの2番に書いてあるような施設において屋外喫煙場所が設置されるということはいいことなのかなというふうに感じます。

3番の学校敷地外での地域支援団体の方々が校門付近で喫煙しているという状況は、多分あることなんだと思うんですけども、それよりも特にちょっと感じますのは、やはり運動会などでの保護者の校門付近での喫煙、それがやはりかなり、その日は年に1度とかになりますけれども、やはり多分、近隣の方からはクレームが来ているんじゃないかなと思います。学校敷地内禁煙というふうになると、そこで一応学校のほうからは吸わないようにしてくださいというふうにお便りとかは出ているはずなんですけれども、どうしてもそういったことが起こって、本当にそこはかなりの密度でというか濃度で、そういった状態に煙が立ちこめるような状況になってしまうのでそれは困ったなというふうに思っているんですけども、これはやはり条例ではないわけだから、やはり禁止するための罰則的なものはないわけですね。だからあくまでもその方々のモラルというかに頼るしかないんだと思うんですけども、ちょっとすみません、結論のない意見で申しわけないんですけども、何か効果的な防止策みたいなのがあったら何か学校間で共有していただいて、そういった、やはり地域に愛される学校であってほしいのでそういうことのないようにしていただきたいなというふうに思っております。

○委員（石川隆俊） 確かに、たばこの、ある意味たばこが吸えるところが置いてありますけれども、これも確かにたばこが好きな人にとっては大変一つの、あってもいいという気もしますけれども、実際たばこのことをちょっと御説明しますと、たばこというのは要するに葉っぱを固めたものですから、実はたばこには単なる葉っぱ以外にニコチンがあるんです。ニコチンの成分があって、ニコチンは全部が悪いわけではなくて、あれは実際ニコチンを吸うと、例えばいろんな計算が早くなったり元気になったりする面もありまして、全部が害じゃないいろんな老化なんかを逆に抑える、そういうような面もあるんですけども、ニコチンは発が

ん性はあまりないんです。ですけれども煙の所に発がん性がありまして、だから一番考えてみれば怖いのは野焼きですね、野でもって焼くのは、あれはたばこよりははるかに量も大いし、本当はものすごい害なんです。同じように中国なんかの工場からの煙、あれはたばこどころじゃないすごい発がん物質を持っているんです。最近では日本ではかなり規制が進んで、工場からの煙はあまり出ないようにになりましたけれども、そういう意味では我々は喜んで食べているウナギとかあいう焼肉とか、あいう所から出る煙も同じ意味なんです。物が燃えるわけですから。物が燃えるところには、そういう多少なりとも発がん物質が出るんですが、たばこは人工的な物ですから特に皆、警戒しているわけですが。確かにさっきも言いましたように、たばこを吸う人は3倍ぐらい肺がんの発生が高いんです。でも他のがんについてはどうかというと、上がったというようなデータはありますけれども肺がんほどじゃないんですね。だから明らかに一番たばこの害は肺がんですね。

○教育長（小林一己） 突然の御講演ありがとうございます。事務局のほうに確認したいんですけれども、目的に書いてある都条例、そして健康増進法からみると、行政機関の庁舎等は原則敷地内禁煙という理解ですよね。今回の5番に書いてある学校敷地外での対策ということで路上ですよ。それについてはあくまでも協力依頼要請という立場でしか取れないのかどうか、その辺のところを説明してください。

○生涯学習部長（山口朝子） この喫煙場所につきましては、教育委員会だけではなく全庁的にどうしていこうかという会議を数回持ちまして、国の法律の改正と都の条例の制定に向けてこういう形で定めたものでございます。昭島市においては条例等で路上喫煙を縛る条例はないものですから、根拠といたしましてはその国の法律と都の条例という形になるかと思えます。国の法律でも都の条例でも、たばこを吸う人の責務という形で受動喫煙をさせないようにという個人に対しての責務は定めておりますが、先ほど話がありましたように、特に罰則等は定めていないというふうに認識をしております。ですので、やはりそのところは5のところでも定めましたが、ここでは社会教育団体と支援団体が使った場合のPRというかこういう趣旨で校門付近では吸わないでくれということを校長会や関係部署に周知をして徹底をしていくというお話を差し上げましたけれども、運動会につきましても、これまで以上にそのあたりは校長会等にもお話を差し上げて、御協力を求めながら吸う方のモラルに訴えかけていくということになるかと思えます。

○教育長（小林一己） じゃあくまでも喫煙者に対して要請だと言える。

わかりました。そういう趣旨からの5番の対応なんですけれども、学校に関係することなので教育委員会としてもある程度一定の方向性というのは定めておいたほうがいいのかなと思うんですが、どうでしょう、この資料にあるとおりの対応という形で進めていくのか、あるいはもう少し違った方法で対応していくのか、その辺のお話を聞きたいんですけれども。

○委員（石川隆俊） ちょっと伺っていいですか。これは私は随分寛大なほうだと思いますけれども、こういうものを置きますのはね。ただよく都内なんかに行きますと喫煙室というか、ああいうがっちりとしたフィルターを持っているような喫煙室がございますね。ああいうのじゃなくて、あるエリアをここで吸っていいというそういうふうな程度ですね、そういう意味では寛大なほうだと思うんですけども、そういう厳しい設備ではなくて、このエリアでは吸っていいとかそういう程度ですか。

○教育長（小林一己） 事務局のほうで特定屋外喫煙場所の説明をしてもらえますか。

○スポーツ振興課長（橋本博司） ただいま御質問がありました特定屋外喫煙場所でございますが、東京都のほうで指針というか、ある程度の高さ、パーテーションで区切って通路から出入口からできるだけ離すとかいろいろ条件があるんですけども、その中で必ずパーテーションで区切り、下を開けて煙が上に行くように、また、入口には吸った煙が横に流れないようにクランクの壁をつけるとかいろいろ条件がありまして、それに対応して設置していきたいと思っております。

○委員（石川隆俊） じゃあ特別積極的にそれを排煙装置をつけて、そのフィルターみたいなもので取るとか、そういう大がかりなものではないわけですね。

○スポーツ振興課長（橋本博司） ただいまおっしゃいました換気扇とフィルター等をつけるにつきましては、屋根がある形になりますとそのようなものが必要になるんですけども、屋根がないパーテーションで区切る場合につきましては特にそのような決まりはございません。

○委員（石川隆俊） そういうエリアを決めて、そこの中ではいいということですね。

○スポーツ振興課長（橋本博司） さようでございます。

○教育長（小林一己） ほかに。

○委員（紅林由紀子） ちょっととんでもないことを言うかもしれないんですけども、先ほどの学校の運動会の件なんですけど、基本的に学校敷地外での対策というのは、私はこれで地域支援団体、学校を使用している方々についてはこれで養成していくということでもいいと思うんですけど、運動会は不特定多数とかたくさんの方々が一度に集まるという意味で、なかなか徹底しにくい部分もあるんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、基本的に学校は敷地内禁煙というふうになっておりますけれども、その日に限り、特定の、それこそパーテーションでそのとき区切った敷地内で、ここで吸っていただきたいふうにするということやはり絶対無理なわけですかね。というのは、やはりそれが外で道路に出ることによって、道路も汚れるし、汚れる可能性が高いし、そして近隣の方々への迷惑にもなるし、それだったらもうその日に限ってここでという所定の場所という

ふうに決めた方がよほど。それは子どもたちがいるところから一番遠い場所という意味では、そういうほうがよほど被害がというか、影響が少ないのではないだろうか。本当は全面覆ってしまったようなシェルターみたいなところで吸ってもらうのが一番いいのかなというふうに思うわけなんですけれども、それはそういうようなことはやはりとんでもないことなんでしょうか。ちょっと非常識かもしれないんですけれども。

○社会教育課長（伊藤雅彦） ただいまの御質問ですが、まず都の条例の中で、学校というのは第一種施設ということが規定されていまして、この場合は施設の区画された規則で定める受動喫煙防止のための先ほどスポーツ振興課長が申しあげましたような、きちんとしたものをつくるのであれば屋外の場合認められるということなんです。その屋外施設も、条例の中では「敷地内の屋外に禁煙場所を設置することは不可である」というふうに規定されております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） 氏井委員。

○委員（氏井初枝） 公共施設の中でこういうふうになったということを踏まえて、運動会の時は極力吸わないようにお願いしますみたいな、やはりたばこをお吸いになる方のモラルに訴えるというか、そういうものしかちょっと無理じゃないかなということを感じます。ちょっと話が飛ぶんですけども、かつて昭島の学校でも運動会の時にお昼の時にお酒を飲まれる方なんかがいざしたことがあって、そういう御遠慮くださいという校内放送を流したことがあったんです、運動会当日に。やはりそういうのは時代の流れとともに、世の中の動きとかいろいろな流れの中で、今そういう学校はどこにもないと思うんですけども、喫煙についても同じように訴え続けていく、それからこういうような状況に今変わっているんですというようなこととお話ししていくことしかないかなというふうに思います。それが一番無理なく、たばこをどうしても吸いたい方もいらっしゃるのかもしれないし、せっかくの楽しい運動会の時にあまりきちんとやってしまうのはちょっといかがなものかなと。私もあまり好ましいとは思わないんですけども、あまり縛っていくというのはどうかなということを感じています。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 私も今の先生の御意見は全くそのとおりだと思います。やっぱりモラルに訴えるしかないと思いますし、実態として先生がおっしゃったように校門のあたりに行きますともわっとしているのはよく見かけますし、吸い殻は落ちていますし、非常に雰囲気はよくないんじゃないかなと。やっぱり運動会だとか展覧会とか、そういう場面の時は何かそういう挨拶の中で司会の方が言うのか校長先生が言うのかわかりませんが、やっぱりその辺の御理解を十分に皆さんがいるところで周知徹底をさせていくと、御理解を求めていくということをしばらく

続けていくのが私はいいんじゃないかなというふうに思いました。何も言わないのはちょっとよくないんじゃないか。やはりきちっと言うべきことは言ったほうが理解も求めやすいのではないかなというふうに思います。

○教育長（小林一己） ほかによろしいですか。

○委員（白川宗昭） だからこのままでいいということです。

○教育長（小林一己） 今、委員さんの話を聞くと、資料4の5番の学校敷地外での対策はあくまでも地域支援団体、「等」と言っていますけれども団体の方のことを言っていると。今、委員さんでは学校の運動会などの行事に来校される方も含めた方がいいですよというふうなお話ですよね。だから教育委員会としてはこの中身に、学校の行事に来校される方も含めて協力をお願いするんだと、そういう考えでよろしいですか。

ではそういう形で、事務局のほうはちょっと修正をしながら団体のみならず学校へも周知徹底を図っていくという対応にしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは報告事項4を終了いたします。

続きまして、報告事項5「平成31年度昭島市立学校教職員辞令伝達式の日程について」から報告事項11「昭島市公民館主催事業について」は資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いいたします。

よろしいですか。ではその他といたしまして委員さんから何かあればお願いいたします。

紅林委員。

○委員（紅林由紀子） 一つお伺いしたいことがあるんですが、今回、千葉県野田市の虐待の事件があったわけなんですけれども、あれにおいて文科省のほうで長期欠席の生徒児童については虐待の疑いがないかどうか、長期欠席の生徒児童に面会して調べるようにというような通知を出したというニュースを見たんですけれども、そういったことに対して昭島市としてはどのように対応されていくのでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 虐待のことを受けてというか、とにかく長期欠席の子どもたちに関しましては、自殺等のこともいろいろありましたので、校長会では毎月のように長期欠席の子どもたちについては、必ず学校のほうからつながるようなことでこまめに連絡を取るようなこと、そして安否確認をするということをお願いしているところです。ですので、面会というところについては今後、都のほうでどのように示すかということによって検討はしていきますけれども、長期欠席の児童生徒に対しては万全な体制で対応はしていくことをお伝えしたいと思っています。

以上です。

○委員(紅林由紀子) ありがとうございます。私がちょっと懸念いたしましたのは、必ず面会してというようなニュアンスがそのニュースでは読み取れましたので、児童生徒によっては、お子さんによっては、例えば担任の先生に直接会うのが、今精神的にそういう状態じゃないというお子さんもいらっしゃると思うので、そこがそういう通達が出たからといって無理やりその期間に会わなきゃいけないみたいな自体にならないように、違った方が会うなり、もちろんそういったように安否確認をして定期的に状況を把握していただいているようでしたらそういったことはないと思いますが、そのお子さんお子さんに合った形で安否確認をしていただきたいなと思った次第です。ありがとうございます。

○教育長(小林一己) ほかにいかがでしょうか。

それでは私のほうから1点です。来月の教育委員会におきまして、平成31年度昭島市立学校校長・副校長等の配置についての報告を予定しております。この案件は人事に関する報告となりますので、会議規則第2条、但書の規定によりまして公開しないこととさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは御異議なしと判断いたしますので、この案件につきましては非公開とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

次回の教育委員会等の日程について事務局より説明を願います。

○庶務課長(加藤保之) 次回の平成31年第3回教育委員会定例会は、平成31年3月20日水曜日、午後3時から、市役所301会議室において開催いたします。なお当日は、午後1時より庁議室にて平成30年度第2回教育総合会議を開催いたします。よろしく願いいたします。

○教育長(小林一己) 次回、3月20日水曜日につきましては、午後1時より総合教育会議を市役所庁議室において開催します。また続きまして、午後3時から教育委員会定例会を市役所301会議室において開催いたしますので対応方よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成31年昭島市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

以上

年 月 日

署 名 委 員

4 番 委 員

5 番 委 員

調 整 担 当